

令和5年度 美馬市移住者向けリフォーム支援事業補助金 募集要項

第1 事業の目的

本事業は、空き家住宅の利活用によって地域の活性化に資するために、空き家住宅のリフォーム工事を行う移住者を対象に、補助金を交付することにより移住・定住の促進を図ることを目的とします。

第2 補助金の概要

(1) 事業の種類

「美馬市移住者向けリフォーム支援事業補助金交付要綱」に基づき、次の事業を実施します。

移住者向けリフォーム支援事業

移住者が、「美馬市空き家バンク」登録物件に自ら居住するために行う空き家住宅のリフォーム工事に要する費用の一部について補助します。

○対象者

次のいずれにも該当する方を対象者とします。

- ・市内に住所を有していない方又は市内に住所を有して1年を経過しない方
- ・市外に5年以上居住している方又は市内に住所を有する前に市外に5年以上居住していた方
- ・当該補助金の交付を受けたことがない方

※なお、実績報告時(工事完了後)には、美馬市に住民登録されていることが条件です。

○対象経費

移住者が「美馬市空き家バンク」登録物件に居住するために行うリフォーム工事に要する経費(市内の建設業者等が施工するものに限る。)を対象とします。

○補助対象要件

次に掲げる事項の全てに該当するものとします。

- ・移住者が自ら居住するために行う住宅のリフォーム工事*であるもの。
(併用住宅については、居住に要する部分に限る。)
- ・リフォーム工事後の住宅に玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えているもの。

○補助率及び補助額

【補助率】対象経費の3分の2 【補助額】40万円以内

(補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

※リフォーム工事 住宅の居住に要する機能向上のために行う修繕、模様替え、改造及び設備改善をいう。

(2) 補助対象経費の例

内装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・床、壁及び天井の断熱材新設・取替え ・段差の解消工事・改修工事 ・玄関式台の改修 ・室内・階段の手すり取付 ・床仕上げ材の取替え・補修 ・畳の取替え・表替え ・壁・天井の貼替え ・室の和洋間の模様替え ・間取りの改修
外装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・塗替え・塗装の新設 ・外壁の張替え・塗替え・補修 ・外壁下地補修・取替え
屋根工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根材の葺替え・塗替え ・屋根の下地材の補修・取替え ・バルコニー床に防水新設・既設改修 ・横樋・縦樋の取替え・修繕
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便器の取替え ・和式トイレから洋式トイレへの改修 ・水洗トイレへの改修・変更 ・手すりの設置
台所工事	<ul style="list-style-type: none"> ・システムキッチンの設置・取替え ・流し台・換気扇の新設・取替え
浴室・洗面室工事	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の設置・取替え ・床・壁・天井の仕上げ材の取替え・補修 ・換気扇の取替え ・洗面化粧台の設置・取替え
建具・開口部工事	<ul style="list-style-type: none"> ・強化ガラス・複層ガラスへ入替え ・内窓の設置
基礎・土台工事	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎・土台の補修・修繕・取替え ・土台等の補修・取替えを含むシロアリ駆除
建具・開口部工事	<ul style="list-style-type: none"> ・雨戸・サッシ・建具の取替え ・障子・ふすまの貼替え
その他の住宅設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの設置 ・床暖房の設置 ・コンクリートブロック塀等の撤去 ・補助対象工事に伴う給排水整備工事 ・下水道接続工事

(3) 補助対象外となる経費の例

- ・土地の購入に係る経費
- ・外構工事に係る経費
- ・備品の購入に係る経費
- ・他の補助制度による補助を受けた経費
- ・前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められない経費
- ・空き家住宅の荷物整理、運搬及び処分のみによる経費
- ・上記に掲げるもののほか、補助対象工事と認められない工事等に係る経費

第3 申請方法

(1) 事業の申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで（予定）

※年度末で事業が完了するものを対象とします。

(2) 補助金の申請手続

手順概要	備考
1. 補助金交付申請書の提出 (申請者 → 市) ↓	
2. 補助金交付決定指令書の受理 (市 → 申請者) ↓	この通知を受けて着工できます。
3. 工事着工 ↓	
4. 工事完了 ↓	
5. 実績報告書の提出 (申請者 → 市) ↓	工事完了の日から30日以内に提出してください。
6. 補助金交付確定通知書の受理 (市 → 申請者) ↓	必要に応じて市担当者による現地確認を行います。
7. 補助金交付請求書の提出 (申請者 → 市) ↓	
8. 補助金の交付	

(3) 提出書類

提出時期	書 類
申請時	<ul style="list-style-type: none">・補助金交付申請書（様式第1号）・事業計画書（様式第2号）・建物の所有者が確認できる書類・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）・建物の全景写真及び工事予定箇所の現況写真・図面（施行箇所が確認できるもの）・世帯全員の完納証明書・住宅の売買契約書又は賃貸借契約書・誓約書（様式第2号の2）・その他必要に応じて必要と認める書類
実績報告時	<ul style="list-style-type: none">・補助金実績報告書（様式第14号）・工事代金請求書の写し（補助対象経費の内訳明細のあるもの）・工事代金領収書の写し・工事実施後の写真・本市における住民票の謄本の写し
請求時	<ul style="list-style-type: none">・補助金請求書（様式第16号）

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出してください。

(5) 提出先

美馬市役所 市民環境部 ふるさと回帰推進課

【所在地】〒777-8577

美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

【問い合わせ先】電 話：0883-52-8129

F A X：0883-55-0680

E-mail：furusatokaiki@mima.i-tokushima.jp